

保護者様

ロタウイルス感染症予防接種のお知らせ

この予防接種は、接種当日に大館市に住民登録があるかたで、保護者のかたが、予防接種の効果や副反応などについて理解し接種に同意したときに限り行われます。

ロタウイルス胃腸炎は、感染力が非常に強く、激しい下痢や嘔吐を起こします。入院や、合併症を起こすこともあります。一生のうちに何度も感染するウイルスですが、初めてロタウイルスに感染した時は、特に重症化しやすく、まれに脳や腎臓に影響をおよぼすこともあり、注意が必要です。

ロタウイルスワクチンの接種を受けることで重症化予防に効果があるとされています。生後、すぐに感染する場合もあるので、ワクチンの接種は、早い時期に完了させます。

1. 予防接種の受け方 「ロタリックス(1価)又は ロタテック(5価)のどちらかを選択します」

ロタウイルスワクチンは2種類あり、どちらも口から飲む生ワクチンです。いずれのワクチンも、ロタウイルス胃腸炎に対しての有効性や安全性に差はありませんが、接種回数が異なりますので、他のワクチンとの接種スケジュールなどを考慮して選択します。なお、途中からワクチンの種類を変更することはできませんので、最初に接種したワクチンを2回目以降も接種します。初回の接種は、週数が高くなるにつれて腸重積症の発症リスクが増加するため、出生14週6日後までが、推奨されています。

ワクチン名	ロタリックス (1価)	ロタテック (5価)
対象者 (接種時期)	出生6週0日後から 24週0日後まで	出生6週0日後から 32週0日後まで
	<p>【標準的な接種開始時期】 初回接種は、生後2か月から出生14週6日後までに接種します。 出生15週0日後以降(生まれた日の15回目の同じ曜日から)の初回接種はおすすめしません。</p> <p>※出生〇日後とは、出生日の翌日を出生1日後として計算し、1週間後の同じ曜日が出生1週0日後になります。</p>	
接種回数	27日以上の間隔をあけて、2回(経口接種)	27日以上の間隔をあけて、3回(経口接種)

*他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合可能です。

2. 副反応について

主な副反応は、下痢、嘔吐、胃腸炎、発熱などで、まれに起こる重大な副反応として、アナフィラキシー(ワクチンへのアレルギーによる発疹、呼吸困難など)があります。また、接種後、1~2週間は、腸重積症のリスクが高まる可能性があります。腸重積症状(ぐったりする、顔色が悪い、繰り返す嘔吐、繰り返す不機嫌、血便、おなかの張り等)が見られた場合は速やかに医師の診察を受けてください。

【腸重積症について】

- ・腸重積症とは、腸の一部が隣接する腸管に入り込み、腸が閉塞した状態になる緊急性が高い病気で、速やかな治療が必要です。
- ・ワクチンの接種にかかわらず、生後3~4か月ぐらいから月齢が上がるにつれて多くなります。
- ・ロタウイルスワクチンの接種(特に初回接種)後、1週間以内に腸重積症を発症リスクが高くなるとの報告があります。発症から時間が経過するほど、外科手術になる可能性が高まるため、接種回数にかかわらず、接種後1~2週間程度の際に、次のような症状が1つでも見られたときは、腸重積症が疑われるため、速やかに医師の診察を受けてください。

- 突然はげしく泣く 機嫌が良かったり不機嫌になったりを繰り返す 嘔吐を繰り返す
 ぐったりして顔色が悪くなる 血便がでる

(裏面も必ずご覧ください)

3. 予防接種を受けることができない人

- ①熱のある人（接種場所で測定した体温が 37.5℃を超える場合）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがある人
※「アナフィラキシー」とは、通常接種後 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔の腫れ、全身じんましんのほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しい等の症状やショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④腸重積症の既往歴があることが明らかな人、先天性消化管障害を有する人（その治療が完了したものを除く）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる人
- ⑤ロタリックス（1 価）を接種する場合は出生 2 4 週 1 日後、ロタテック（5 価）を接種する場合は出生 3 2 週 1 日後に達している人
- ⑥その他、医師が不適当な状態と判断した場合

4. 予防接種を受ける際に医師と相談が必要な人

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療や指導を受けている人
- ②予防接種で 2 日以内に発熱、発しん、じんましん等のアレルギーと思われる異常があった人
- ③過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ④過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ワクチンには、その製造過程における培養に使う卵の成分、抗菌薬、安定剤などが入っているものがあるので、その成分に対して、アレルギーがあるとされたことがある人
- ⑥活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある人
以上の病気にかかっている人、かかったことのある人は主治医からの診断書が必要なこともあります。

5. 接種後の注意

- ①接種後 30 分は、接種した医療機関でお子さんの様子をみてください。
- ②ワクチン接種後に吐き出した場合でも、再度の接種は必要ないと考えられます。少量でも飲み込んでいれば一定の効果があることや、複数回接種することから一連の接種で効果が期待できることなどから、吐き出した場合でも 1 回の接種と考えてください。
- ③接種をした日の入浴は差し支えありません。
- ④ワクチン接種後 2 週間ほどは、赤ちゃんの便の中に、ワクチンのウイルスが含まれることがあります。おむつ交換の後など、ていねいに手を洗ってください。
- ⑤接種当日は、激しい運動はさけてください。
- ⑥接種後 4 週間は副反応の出現に注意し、異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。また、特に、接種後約 2 週間は、腸重積症状の出現に注意してください。

6. 予防接種による健康被害救済制度

- ・定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
 - ・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
 - ・ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
 - ・定期予防接種の対象年齢を過ぎて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の対象、額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師および健康課へお問い合わせください。

ご不明な点、ご心配な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

大館市健康課 TEL0186-42-9055